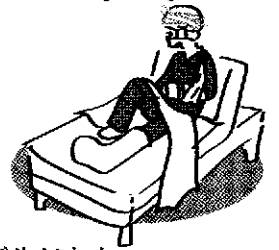


(仮称)世田谷区犯罪被害者等支援条例

シンポジウム



犯罪による被害に、いつ、どこで誰があうのか分かりません。

また、犯罪による直接的な被害以外にも、経済的損失や心身の不調など様々な被害が生じます。

世田谷区では、犯罪被害を受けた方やご家族又はご遺族等が被った不利益等の軽減及び回復を図ることを目的に、

令和7年4月に『(仮称)世田谷区犯罪被害者等支援条例』の制定を目指しています。

今回のシンポジウムを通じて、犯罪被害を受けた方々が、住み慣れたまちで安全・安心に生活を送るため、

私たちができることを考えてみませんか？

令和6年12月15日(日)

午後2時～午後4時(午後1時30分開場)

烏山区民会館ホール(京王線千歳烏山駅 徒歩1分)

要事前
申込

先着300名 入場無料

申込期限：令和6年12月11日(水)

・手話通訳あり ・ひととき保育あり



第1部 基調講演

犯罪被害にあうということ ～学校をトラウマの場としないために～

御手洗氏(犯罪被害者遺族)

対談者：大塚氏(帝京平成大学人文社会学部教授、ソーシャルワーカー)

第2部 パネルディスカッション

前を向いて生きていくために ～孤立と無縁化を防ぐ～

パネリスト：御手洗氏(犯罪被害者遺族)、入江氏(犯罪被害者遺族、世田谷区グリーンサポート専門部会委員)

阿久津氏(被害者支援都民センター相談支援室長)、保坂展人(世田谷区長)

コーディネーター：大塚氏(帝京平成大学人文社会学部教授、ソーシャルワーカー)

申込方法

▼せたがやコール(電話)からの申込

TEL：03-5432-3333(午前8時～午後9時まで、年中無休)

*ご参加される方の氏名と連絡先をお伝えください。

▼せたがやコール(ファックス)からの申込

FAX：03-5432-3100(24時間年中無休)

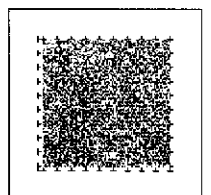
*ご参加される方の氏名と連絡先をご記入の上、お送りください。

▼オンラインでの申込

右記の二次元コードよりシンポジウムのページを開き、

「6 申込方法(3) オンライン」より

申込フォームへご入力ください。



ひととき保育は、
せたがやコール(電話)から
お申込みください(先着)。



登壇者紹介



御手洗氏（犯罪被害者遺族）

平成16年に小学校で女子児童が同級生に刃物で切り付けられ、命を奪われた佐世保小6女児殺害事件の被害者の兄。事件後、周囲に心配をかけないように生活する中、過度な負担がかかり、生活上の困難を抱える経験をする。

現在は、自身の経験から“きょうだいへの支援”の必要性を広めるため、全国で講演活動を行う。

入江氏（犯罪被害者遺族、世田谷区グリーフサポート専門部会委員）

平成12年末に世田谷区上祖師谷で幼い子ども二人を含む一家四人の命が奪われた世田谷一家殺人事件の遺族。犯罪被害の苦しみと向き合い、グリーフケアの普及啓発に取り組む。孤立を防ぎ、共生を目指すコミュニティ創りを模索。世田谷区自殺対策協議会の一員としても、犯罪被害者等支援について考える。

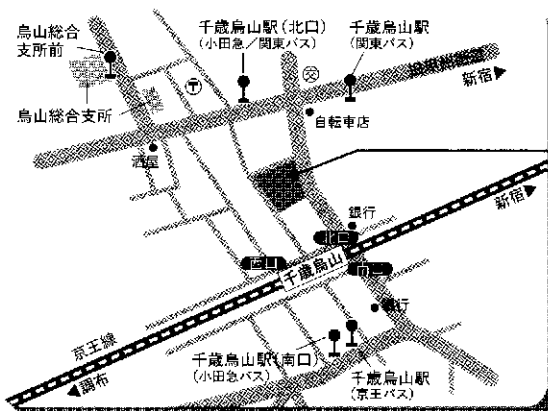
阿久津氏（被害者支援都民センター相談支援室長）

平成12年4月から、東京都公安委員会より認められた「犯罪被害相談員」として、被害者支援都民センターにて犯罪被害者の相談支援に携わる。平成25年4月より室長に就く。被害者支援都民センターでは、突然犯罪にあい、生活が一変した被害者の方々へ電話や面接での相談、検察庁や裁判所などへの付添い等の支援を行う。

大塚氏（帝京平成大学人文社会学部教授、ソーシャルワーカー）

身体や精神に障害のある人の支援に従事後、職能団体役員を経て、平成26年から大学教員。精神科病院勤務時代に、被害から長く経過後に心身及び生活に支障が生じた被害者支援の困難に直面し、大学入職後から被害者支援、特に自治体の体制整備に関与。

東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会委員、世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会委員長。



鳥山区民会館ホール

世田谷区南鳥山6丁目2番19号
(京王線千歳鳥山駅徒歩1分)

主催：世田谷区

問い合わせ先 人権・男女共同参画課 TEL:03-6304-3453 FAX:03-6304-3710